

子ども・子育て新制度について

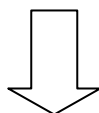
<制度の目的>

「社会保障・税一体改革大綱（24.2.17）」の中で、子どもを生き育てやすい社会を目指して創設することとされた制度

（平成 27 年 10 月に消費税が 10%引き上げられる場合、最速で平成 27 年 4 月に本格施行することが想定される。）

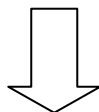
【子育てをめぐる現状と課題】

- 急速な少子化の進行（平成 24 年合計特殊出生率 1.41）
- 出生数の減少
- 晩婚化と晩産化
- 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境の変化
 - ・ 2人で稼ぎ、2人で育てる時代に
 - ・ 核家族化による子育ての孤立感と育児における母親の負担感
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足
- 子育て支援制度・財源の縦割り



【目的】

1. 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・ 待機児童の解消
 - ・ 地域の保育を支援
 - ・ 教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実



子ども・子育て新制度の創設

<子ども・子育て関連3法> 平成24年8月10日成立

【趣 旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援に充実を図る。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）
3. 関係法律の整備等に関する法律（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

<主なポイント>

1. 給付事業（子ども・子育て支援給付）

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ◆施設型給付・・・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
 - ◆地域型保育給付・・・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - 居宅訪問型保育
 - 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供）

◆児童手当

2. 認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

- ・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業
- ・延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診

4. 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

5. 社会全体による費用負担

- ・消費税引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(消費税率引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め1兆円超程度の財源が必要)

6. 子ども・子育て会議の設置

- ・有識者代表、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして設置

かすみがうら市子ども・子育て会議について

1 設置の経過

- 平成25年6月議会：「かすみがうら市子ども・子育て会議条例（案）」を提案
- 平成25年6月21日可決
- 平成25年6月27日施行

2 委員の構成

- 15人以内で組織
- 子どもの保護者、子ども関係団体に属する者、保育関係者、教育関係者、学識経験のある者、その他市長が必要と認める者からかすみがうら市長が委嘱

3 子ども・子育て会議の役割

- 計画の策定・変更、進行管理、評価まで一貫して関与する場として機能すること。

○所掌事務

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設（幼稚園・認可保育所）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（認可外保育所）の利用定員の設定に関する事
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議すること

4 新制度施行までの取り組み

◆子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の検討、調査結果から子育て支援策の検討

＜平成25年度＞

- 当市の現状に即した調査票を作成し、調査結果から新たな計画に必要な地域の実情にあった子育て支援策を検討・協議します。

◆かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画の策定

＜平成26年度＞

- 新たな計画に盛り込む、子育て支援策や幼児教育・保育施設（幼稚園・認可保育所）・認定こども園や地域型保育事業（認可外保育所）の確保方策を検討します。
（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- 平成27年度の新たな制度における事業（施策）の需要見込量、提供体制の確保の内容を盛り込んだ「かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末までに策定します。
- 5年を1期とします。

◆現行の次世代育成支援地域行動計画の進行管理

＜平成25年度・26年度＞

- 現行の実施状況について調査・審議し、事業の点検・評価を行い、計画の見直しを検討します。

《次世代育成支援地域行動計画とは》

- ・平成15年に制定された「次世代育成支援対策法」に基づく市町村行動計画
- ・子育て支援策（次世代育成支援）の方向性や目標を総合的に示した計画
- ・次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの時限立法
→「子ども・子育て支援事業計画」の策定義務化に伴い、現行計画の後継計画となります。

子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュール

時期	国・県	かすみがうら市	かすみがうら市 子ども・子育て会議	議会
平成25年度 6月				かすみがうら市子ども・ 子育て会議条例制定
8月下旬 11月上旬 11月中旬	基本指針提示	ニーズ調査準備	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・子ども・子育て新制度について ・子ども・子育て会議について ・ニーズ調査について 	
11月下旬 ↓ 12月中旬 12月末 ↓ 1月上旬		ニーズ調査実施 ↓ 回収 ↓ 集計 ↓ 集計結果(数値)		
2月 2月末 3月	県へ「量の見込」報告	調査報告書完成 ↓ 県への報告調整 (「量の見込」)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果について ・教育・保育・子育て支援策の「量の見込」検討 会議	
平成26年度 4月 9月 10月 3月	県への報告 県へ報告書提出	計画素案調整 ↓ ・事業計画案の公表 ・パブリックコメント ↓ パブリックコメント回答 ↓ 計画決定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画素案協議 ・教育・保育・子育て支援策の「確保方策」を検討 	事業計画案報告
平成27年度	子ども・子育て支援新体制本格施行			

かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について

1. 実施の目的

- ◆子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料とする
- ◆子ども・子育て支援法及び基本指針による
 - ・教育・保育事業
 - ・地域型保育事業
 - ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出のための基礎資料とする

2. 実施の概要

- ◆対象・件数（予定）

就学前の子どものいる世帯	600件
小学生の子どものいる世帯	600件

- ◆実施時期

平成25年11月末～12月初旬	調査票発送
12月中旬	調査票回収
12月末	集計
	数値、中間報告
平成26年2月末	ニーズ調査報告書完成

3. 素案作成にあたっての考え方

- ◆基本的に国の調査票ひな形をもとに作成する。
- ◆集計結果の比較ができるよう項目数は多いが項目は削除しない。また、今後の施策の検討や市民の意向の把握のために必要な項目については追加をする。
- ◆国の調査票ひな形は、就学前の児童のいる世帯を対象とし、放課後児童クラブについては、5歳以上の子のいる世帯に利用希望を回答するようにしているが、より正確に放課後児童クラブのニーズ等を把握するため、小学生のいる世帯用の調査も実施する。